

臓器移植に関する不正な臓器取引等を防止するための環境整備等を
求める意見書

世界的な臓器不足を背景に、臓器の確保を目的とする不正な臓器取引、人身取引及び不正な移植を目的とする渡航が深刻化しており、これらは医療倫理や人権を侵害する大きな問題となっている。

こうした課題に対応するため、国際移植学会（TTS）と国際腎臓学会（ISN）は、平成20年4月に臓器取引と移植ツーリズムに関するイスタンブル宣言を採択した。この宣言では、臓器取引や臓器摘出を目的とした人身取引の禁止、移植ツーリズムの予防と阻止などを各国政府や医療機関に求めている。さらに、日本移植学会を含む国内の複数学会は、令和4年にイスタンブル宣言2018に基づく共同声明を発表し、移植の透明性と倫理性の確保を強調した。

現在、国内で臓器移植を希望する約1万6500人に対し、臓器提供件数は令和4年からの3年間で年平均約120件に過ぎず、ドナー不足が課題となっており、海外で臓器移植を求める渡航者は後を絶たない。しかしながら、出所不明な臓器を用いた移植には重大なリスクが伴い、帰国後に診療拒否を受けるケースもある。また、医療機関が診療を行う場合でも訴訟リスクを抱えることになり、不正な渡航移植に関する問題の複雑化が進んでいる。さらに、多くの患者が知らずに違法な臓器取引に巻き込まれる状況への一層の対策が求められている。

現在、日本には不正な渡航移植を制限する法律が存在せず、移植ツーリズムを防止する環境整備や適切な臓器移植の啓発活動の強化が急務となっている。

よって、国におかれでは、臓器移植に関する不正な臓器取引及び不正な移植を目的とした渡航等を防止し、国民が知らずに犯罪に巻き込まれることを防ぐための環境整備に早急に取り組むことを強く要望する。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年9月25日

衆議院議長
参議院議長
内閣總理大臣
総務大臣
外務大臣
厚生労働大臣

} 宛て

横浜市會議長

渋谷 健